

第2 業務仕様書（案）

1. 総則

本業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）開発を含む JICA の森林保全・気候変動対策の取組の発信を目的とした広報用 TV 番組制作・放映業務」の内容を示すものである。受注者は、この業務仕様書において指示された内容に基づき業務を実施する。

2. 業務の背景

発注者と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」）は、2016年4月に締結した「熱帯林監視プログラムの実施に関する協定」に基づき、開発途上国の森林資源保全及びそれを通じた生物多様性保全や気候変動対策への貢献を目的に「JICA-JAXA 熱帯林監視プログラム」を実施している。

同プログラムにおいては、違法伐採による森林減少抑制施策に貢献する JJ-FAST の開発及びそれを利用する人材の育成を行うとともに、同システムの活用促進により、森林ガバナンスの改善を目指す「森林ガバナンス改善イニシアティブ」を打ち出し、国際セミナーの開催や気候変動枠組条約締約国会議（COP）を含む国際会議等での発信を行うこととしている。

同プログラムの一環として、発注者と JAXA は、2017年10月に「森林ガバナンス改善イニシアティブ 国際セミナー」を東京で開催することとした。同セミナーは、開発途上国で森林管理に携わる行政官や技官、それを支援する国際機関・ドナーや民間企業、国内関係者等、150名規模の参加を想定し、現在実施している JJ-FAST のとりくみや、世界で開発・運用されている森林モニタリングのためのシステムも含め、衛星を使った開発途上国の持続的森林管理の在り方、特に森林変化に関する早期警戒システムを活用した森林保全についての議論を行うことを目的としている。本セミナーを通じ、我が国の優れた衛星を活用した開発途上国の持続的森林管理及び REDD+ 支援の貢献や経験を国内外に紹介するとともに、関係国・機関間のパートナーシップを強化し、より効果的な森林管理及び気候変動対策に関する議論を深めていくこととしている。また、JJ-FAST に関わる開発途上国からの研修員を対象とした本邦研修を上記国際会議と同時期に横浜で実施

することとした。

熱帯林減少に関する対策に取り込むことは SDGs 達成のためにも重要なことであると同時に、途上国政府や国際機関、ドナーのみが取り組むべきものではなく、民間企業や NGO、さらには一人一人が意識すべき課題である。JJ-FAST は一般に公開されたウェブサイトであり、誰でもどこからでもアクセスし、森林の変化を見ることができるツールである。この JJ-FAST の紹介、および上記国際会議開催中での議論を踏まえた、関係国・機関等との連携を通じた発注者の森林保全に関連する取り組みを全世界に向け伝える**広報用番組**は人間一人一人が熱帯林保全の重要性に気づき行動を起こすきっかけとなりうると考えられる。本番組を通じ、発注者が「森から世界を変える」というテーマのもとに進めている森林保全の取り組みにつき、全世界に広く伝え、関係国・機関間のみならず、民間とも広くパートナーシップを強化し、ひいては JJ-FAST の活用促進により、森林ガバナンスの改善を目指す「森林ガバナンス改善イニシアティブ」により多くの人々の参加を得るために、日本国内のみならず、世界に向けテレビ番組を通じた広報を行うことは非常に大きな意義がある。

3. 業務の目的

「2. 業務の背景」に基づいた30分（英語）のTV番組映像および、5分程度のダイジェスト版（和・英（英は字幕なし、西字幕、仏字幕付きの3パターン）のウェブ用映像を作成し、前者においては全世界向けに放送を実施する国際放送で番組を放映し、後者においては Youtube 等、オンライン上に動画をアップロードすることにより、JJ-FAST を含む発注者の森林保全に関する取り組みに対する、全世界の人々による理解促進を目的とする。

4. 契約期間（予定）

2017年9月下旬～2018年5月まで

5. 業務概要

上記「3. 業務の目的」に記載のとおり、受注者は次の業務を行う。

(1) TV番組映像およびWeb用映像の**制作**

(2) 国際放送でのTV番組放映およびWeb上への動画掲載と**その広報に関**

する提案

尚、(2) のうち国際放送での TV 番組放映については、日本と熱帯林を有する国（コンゴ盆地、アジア、アマゾン）を含む複数ヶ国においてテレビ番組の放送を実施する国際放送局を通じ実施する。そのため、国際放送局に放映権を持つもの、持たないもの（番組制作会社など）、双方の応募を妨げない。但し、両者は、其々業務工程が異なるので、留意すること。

応募者は、この業務概要、6. 業務内容および別添 1：JJ-FAST 普及を目的とした広報用 TV 番組構成案を参考に具体的な実践方法並びに映像作成の企画方針等についてプロポーザルにて提案すること。

6. 業務内容

(1) 企画会議の開催と詳細工程表・企画書の確定（脚本作成）

① 受注者が主体的に企画に必要な情報を調査、収集した上で、詳細工程表、シナリオ、役割分担を含む企画書を作成し、発注者と企画会議を開催し、全体構成について発注者の了解を得ること。映像構成については、別添 1「JJ-FAST 普及を目的とした広報用 TV 番組構成案」を参考にする。

② 国際放送局に放映権を持つ会社は、作成した脚本案をベースとして別途コンペを行い、発注者と共に番組制作会社を選定し、再委託契約を締結すること。尚、このコンペには、放映権を持つ会社自身が番組制作担当として参加することを妨げない。

(2) 映像の制作・編集

業務を受注した番組制作会社、もしくは国際放送局に放映権を持つ会社は、上記「1. 背景、2. 目的」を念頭に置き、冒頭に森林保全に関する世界の潮流、衛星を用いた森林モニタリングの歩みや発注者事業関連の映像資料などを説明する映像やナレーションを入れ込んだ上で、発注者が実施する国際会議風景の収録及び DVD 制作に係る映像の撮影編集などを行う。但し、(1) ②の通り、国際放送局に放映権を持つ会社が受注した場合は、番組制作会社の選定の際には発注者の同意を得ること。

具体的業務内容は以下のとおり。

① 映像素材編集、作成

必要な素材収集、作成を行う。発注者および JAXA から素材提供を求める場合は、受注者が素材提供希望リストを作成し、発注者に提示して合意を得ること。

② 撮影

取材予定地は国内および開発途上国（1～2 か国を想定）であり、撮影時期は 2017 年 10 月中旬～12 月下旬を想定しているが、取材対象国と併せ、発注者と協議の上で最終決定する。受注者は、撮影日の約 1 か月前までに撮影メンバー、工程、取材先を発注者と相談の上リストにまとめ、発注者に提示する。また、発注者への便宜供与依頼事項をリストにまとめ、併せて提出する。受注者は取材に必要な渡航手配（航空券・ビザ・宿泊先手配・通訳手配、予防注射・安全対策など含む）を行うこととし、発注者は取材に必要な情報提供と協力、海外取材対象者へのアポイントの取り付け支援をする。

③ 映像制作・使用に係る各種著作権の処理

完成した番組、映像に含まれる素材は、発注者が ODA 事業目的で利用する。具体的には、素材の複製（枚数上限なし）、他言語への翻訳、インターネット上での一般公開、国内外でのテレビ放送、発注者、JAXA、もしくは JJ-FAST 対象国の開発途上国が実施する国内外での会議やセミナー等での上映、国内の教育機関における教育目的利用など、営利目的以外での二次利用を想定している。

映像の制作に係る著作権、肖像権、パブリシティ権、マルチユース対応等の一切の権利の処理（各種団体への申請、契約手続き等を含む。）は本業務に含み、当該業務に係る費用については契約金額に含むこととする。新たに素材を作成する場合、発注者への著作権の帰属およびその他の権利に係る発注者の利用許諾のための処理を行うこと。また、受注者が撮影するときの肖像権についても、受注者が同様の利用目的を被写体に説明および承諾を得てから撮影することとする。

発注者著作物を除く第三者著作物を使用する場合は、受注者の責任のもと、映像の使用について著作権者と書面で合意を交わすこと。特に映像中に受注者または第三者が従来から著作権を有している著作物

が含まれている場合、これらの著作権は受注者から発注者に譲渡される対象から除くものとするが、受注者はこれらの著作物を発注者が発注者事業や広報業務全般に利用する（自由な複製（複製権）、他言語への翻訳（翻訳権）、インターネットでの一般公開（公衆送信権））ために必要な許諾を発注者に与えるものとする。この場合において、第三者が著作権を有しているとき、受注者は第三者から発注者へのこれらの権利に関する利用許諾を得るものとする。第三者著作物を映像の中で利用した場合、利用箇所が明確に分かるよう、著作権者をキャプションとして記入すること。また、映像内で第三者著作物を使用する場合、事前に素材と許諾リスト（素材名、使用箇所を作成し、著作者と合意を得た書面のコピーを添付の上、発注者へ提出すること。本規定は、この契約が終了した後も効力を有するものとする。

④ 編集業務

上記の業務が終了次第、受注者は事前編集に必要な素材加工をすること。映像を構成する図、テロップ、ナレーション原稿等について、発注者へ内容の承諾を得ること。映像素材についても、仮編集版を日本語仮音声（仮ナレーション、効果音など）とともにできる限り映像完成イメージに近い形で発注者に提示し、承諾を得ること。

⑤ 翻訳業務

映像で利用するナレーションやテロップの日本語原稿が確定次第、英語・西語・仏語へ翻訳すること。翻訳原稿の品質チェックは受注者の責務で行うこととし、必ず当該分野の経験豊富なネイティブチェックを行い、とりまとめてから、発注者に提案すること。ナレーションも、経験豊富で対象言語のネイティブのナレーターによって行うこと。

⑥ 関係者試写会

受注者は試作版の映像（本編 25～30 分、ダイジェスト版 5 分以内）を用い、発注者および JAXA 等関係者を対象とした試写会を開催する。ここで発注者から修正指示があった場合、受注者は修正対応を行う。会場は発注者本部となり、対象者は発注者、JAXA 等関係者 20 名程度となる。

⑦ TV 番組およびダイジェスト版の完成

国際放送局の放映権を持つ社の番組制作ガイドラインの基準を満た

した品質が担保できる様に最終調整を行う。

試写会等における発注者のコメントを反映して完成させる。

(3) 映像の放映・Web への動画掲載とその広報に関する提案

ア TV 番組の放映

① 国際放送局での番組放映権の確保

国際放送局に放映権を持たない社（番組制作会社など）が受注した場合、その受注者は国際放送局の放映権を持つ社に放映権確保に必要な申請手続きを行い、放送業務委託契約を締結すること。この放送業務委託契約は、番組放映の3ヶ月前までに締結すること。

② 国際放送局での TV 番組放映

(2) ⑥における発注者コメントを反映し、映像の最終化を行うこと。放映日に関しては、複数回以上（特定の1日に複数回でも特定の週に複数回でも構わない）の放映を実施するための複数オプションを提示した上、本業務の目的を踏まえた関連情報（例えば、国連世界森林の日、放送予定時間前後に森林や気候変動等関連する番組が放送されるなど）を付記し発注者に提示の上、決定し、番組を放映すること。

イ ダイジェスト版の Web へのアップロードとその広報に関する提案

完成したダイジェスト版を発注者が所有する Youtube アカウントへアップロードするためのデータの提供をおこない、その他の既存の動画共有等を行う Web サイトへアップロードするためにアカウントの開設や有効なタグ付けなどの必要な支援する。これらの方法および、TV 番組の放映のタイミングも考慮した、効果的な拡散方法について提案すること。

(4) 最終成果物の提出

最終成果物および業務提出物を作成・提出する。

7. 業務実施上の留意点

(1) 映像は、日本国内、開発途上国で番組として放映しても関心を引くような映像構成を提案すること。

(2) 国境等を含む政治的に機微な情報を含まないよう留意し、懸念点がある場合には、予め発注者に相談すること。特に、国際放送局で放映する TV 番組については、当該放送局の放映上のガイドラインに基づく内容・表現とする。また、番組制作の過程において、当該国際放送局の放映権を持つ社から品質管理・指導を受け、適切な内容・表現とすること。この国際放送局の基準を満たすための番組内容の修正等の最終調整は、受注者の自己負担で行うこととし、その費用は積算に含めること。

8. 業務スケジュール（案）および成果物提出の期限

下記のスケジュールを目安とするが、より効率的な業務工程を技術提案書で提案することも可能とする。

契約締結	2017年9月下旬
企画書最終化	2017年10月上旬
素材収集・撮影	2017年10月上旬～12月
国際会議収録・インタビュー	2017年10月24日～26日（東京）
関連 JICA 本邦研修収録・インタビュー	2017年10月16日～30日（横浜ほか）
編集・ドラフト作成（フルサイズ版・ダイジェスト版）	2018年2月
試写会	2018年2月
翻訳（最終化）	2018年3月
番組放送	2018年4月
成果物提出	2018年5月10日

9. 成果物・業務提出物

(1) 成果物

受注者は成果物として、下記リストに記載されたものを納品すること。各成果物には、納品書を添付することとし、納品書には①提出する成果物リスト、②自社での動作品質検証結果、③翻訳物の翻訳者及びネイティブチェック者の氏名およびチェック実施日、④ウィルスソフトによるウィルスチェック情報（利用ソフトとバージョン、チェック日）等を記載すること。

成果物	内容	媒体と部数	提出期限
映像マスターテープ	本編 25～30 分、ダイジェスト版 5 分以内それぞれの MA 素材映像（音楽のみ、音楽＋ナレーション、ナレーションのみ）	HDCAM/HDV 等 （最新のマスター媒体を提案する） 各 1 部	2018 年 5 月 10 日
映像データ（1）	本編 25～30 分、ダイジェスト版 5 分以内を収めた Blu-ray Disc 本編のナレーションは英語、ダイジェスト版のナレーションは英語及び日本語の 2 種類とする	BD-R 10 部	2018 年 5 月 10 日
映像データ（2）	本編 25～30 分、ダイジェスト版 5 分以内を収めた DVD	DVD-R 10 部	2018 年 5 月 10 日
シナリオ最終原稿	発注者の承認を得たシナリオ最終原稿（全言語）	PDF データ	2018 年 5 月 10 日

※DVD については海外での利用を考慮し、リージョンコードについてはリージョンフリーとする。タイトルメニューを作成し、映像は SD 画質以上、16：9 で収録すること。

※Blu-ray Disc については国内での利用を想定しているが、リージョンコードについてはリージョンフリーとする。タイトルメニューを作成し、映像は HD 画質以上、16：9 で収録すること。

（2） 業務提出物

業務提出物	内容	媒体と部数	提出期限
最終企画書	最終企画書（日本語シナリオ初稿と工程表を添付する）	PDF データと ハードコピー —1 部	2017 年 11 月

10. 求められる業務の実施体制と専門能力

以下のとおり、本業務仕様書に記載された業務を遂行するために必要な業務従事者を配置すること。

(1) プロデューサー：必ず1名配置することとする。プロデューサーは、制作全プロセスにわたってスケジュール、予算、スタッフ、映像品質管理を行い、番組および映像の企画から完成まで制作スタッフを統括する責任者である。TV番組制作、もしくは広報を目的としたWebページ、マルチメディアコンテンツ、ビデオといった広報ツールの企画・開発に従事した経験に富んだ人材であって、素材や教育内容のエッセンスを的確に把握し編集する優れた能力だけでなく、番組や映像の効果を高めるための工夫や配慮の様々な方法を提案できる知識と能力を有している人材であること。

(2) 制作ディレクター：制作ディレクターは各映像の制作目的を達成するために最適な手法を用いて創造的作業を担当する。広報を目的としたTV番組、Webページ、マルチメディアコンテンツ、ビデオといった広報ツールの開発に従事した経験に富んだ人材であって、取材、撮影、編集等の必要技術を備える人材であること。

11. 参考資料

JJ-FAST ウェブサイトに関連情報が掲載されています。

<http://www.eorc.jaxa.jp/jjfast/>

以下の資料を希望される場合は、提供方法をお伝えしますので、下記までご連絡ください。

発注者地球環境部 自然環境第2チーム 担当：小此木

メール：Okonogi.Hiroaki@jica.go.jp

電話：03-5226-9536

- ① JJ-FAST の概要パンフレット
- ② 「森林ガバナンス改善イニシアティブ 国際セミナー」概要
- ③ JAXA の作成した ALOS-2 に関する概要リーフレット
- ④ JAXA の作成した参考動画

12. 積算方法

本契約について、番組作成・放映に係る予算（下記①～⑨、⑫、⑬に係る経費）の目安は、全体で2,300万円（消費税抜き）とする。応募者はこの予算の範囲内において番組の構成検討し、プロポーザルを提案、見積書作成を行うこと。

見積書には、下記の積算項目に基づき積算する。なお、管理費に報告書作成費や、マスターテープの媒体等の金額を含めることとする。

- ① 演出費
- ② 映像資料費
- ③ 撮影費
- ④ CG作成費
- ⑤ デジタル編集費
- ⑥ 録音費
- ⑦ メディア費
- ⑧ 翻訳費
- ⑨ DVD、Blue-ray作成費
- ⑩ 番組最終化費用：6. 業務内容（2）⑦に係る費用を一式いくらとして積算すること。この一式は精算対象とせず、最終化に係る業務量に係らず番組最終化が完了したら契約に定めた金額を支払う請負業務とする。
- ⑪ 番組制作会社選定コンペ費用（国際放送局に放映権を持つ会社の積算項目）
- ⑫ 番組放映費
- ⑬ 管理費：①～⑫の合計に対する管理費率を設定し、管理費を積算すること。管理費率の上限は応募者が独自に設定すること。

13. 精算・支払方法

2018年2月に予定されている試写会の実施をもって部分払を行う。最終払については、契約完了時に検査職員より送付する検査終了・合格通知と経費積算報告書の確認による精算金額の確定通知を持って、受注者は請求書を提出する。

精算確定は、積算項目のうち、⑩は最終化達成に基づき契約に定められた額とし、⑩を除くその他項目については契約金額もしくは証憑や実績に基づく合計額のいずれか低い額にて精算額を確定する。

以 上

別添 1 : JJ-FAST 普及を目的とした広報用 TV 番組構成案

別添 2 : 国際放送局に放映権を持つものが受注した場合の業務体制図

別添 3 : 国際放送局に放映権を持たないもの（番組制作会社など）が受注した場合の業務体制図